

(仮称) 輪島ウィンドファーム事業環境影響評価準備書に係る環境保全上の意見

(仮称) 輪島ウィンドファーム事業は、電源開発株式会社が輪島市三蛇山、佐比野山周辺において、1基当たり4,300kWの風力発電機を21基(総出力90,300kw)設置しようとするものである。

風力などの再生可能エネルギーについては、石炭・石油などの限りある天然資源に頼らないものであり、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにする脱炭素社会の実現に向けて導入が促進されるべきものであるが、その一方で本市を含む能登地域は、「能登の里山里海」として暮らしそのものが世界農業遺産に認定されており、その地域特性については、しっかりと将来世代へ伝えていかなければならない。

こうしたことから、これまでも環境保全に最大限配慮した事業計画とするよう求めてきたところであるが、本事業計画は、対象事業実施区域内で稼働していた従前の風力発電施設と比較して、発電所の主要設備の規模が大型のものであり、対象事業実施区域そのものについても、より広範囲であることから、工事段階、稼働段階、事業終了後の施設撤去段階の各段階における環境への影響について、事業者として、しっかりと責務を果たし、住民意見を踏まえた適切な対応ができ得るのか懸念されるところがある。

したがって、本事業の実施にあたっては、こうした点を十分に踏まえ、最大限の環境保全措置を適切に講ずることを強く求め、当該環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に対し、以下のとおり意見を申し述べる。

## 1 全般的事項

- (1) 本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、自然と調和した農林水産業と人の営みが育んだ地域であることから、生物多様性の保全を含め、農村文化や農業景観の維持保全に最大限配慮するよう本市として意見を述べてきたところであるが、準備書において、このような地域特性に対し、どのように最大限配慮したか具体的に示されているとはいえない。

評価書の作成にあたっては、これらのことを踏まえ、最大限配慮した環境保全措置を詳細に記載すること。

- (2) 本事業の対象事業実施区域周辺では、他の事業者による風力発電事業が計画されていることから、事業者間において情報の共有を図り、複合的及び累積的な環境への影響について把握するよう努め、各環境要素において適正に評価を行うこと。
- (3) 事業の実施にあたっては、地権者のみならず地域住民等の理解が必要不可欠であることから、事業計画に関して理解醸成と意見聴取に努め、問題点や新たな疑問等が地域住民等に生じた場合においては、その都度、丁寧に説明を行うなど適切に対応すること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気質

工事及び工事関係車両の走行等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等による環境への影響については、資機材の運搬経路周辺を含め、現地の状況を十分に把握し、適切に環境保全措置を講じること。

### (2) 騒音・超低周波音、振動

ア 風力発電施設から発生する騒音に関する指針においては、「地域によって風力発電施設の立地環境や生活様式、住居環境が異なることから、指針値を超えない場合であっても、可能な限り風車騒音の影響を小さくするなど、地域の音環境の保全に配慮することが望ましい」とされており、対象事業実施区域周辺が元来静かな山間部であって、そこに住民の営みがあることを十分に踏まえ、しっかりと指針に基づく評価がなされたのか具体的に示されていない。

評価書の作成にあたっては、可能な限り環境への影響の低減に向け、必要に応じて追加調査を行うなど、その評価に至った経緯や地域の音環境の保全に配慮したとする根拠を具体的に示すこと。

イ 風力発電施設の稼働後に地域住民等から苦情が生じた場合には、状況に応じて稼働を停止するなどして、その原因の把握に努め、適切に環境保全措置を講じること。

### (3) 水

対象事業実施区域の下流域には、多くの農地や簡易水道、飲料水供給施設の取水口があり、事業実施に伴う土地の改変等により、地下水や湧水の水涸れ、河川や溪流の濁り、排水経路の変化に伴う農地等への影響が発生することがないように適切に環境保全措置を講じること。

### (4) 地形地質

事業実施に伴う土地の改変は、可能な限り最小限にとどめるとともに、工事完了後の維持管理に配慮した事業計画とすること。

### (5) 動植物・生態系

動植物・生態系への影響は、対象事業実施区域周辺にも及ぶ可能性があることなどを踏まえ、複数の専門家から助言を得るなどして、十分な範囲、期間において調査し、適切に環境保全措置を講じること。

### (6) 風力発電施設の影

風力発電施設の影による影響は、状況に応じてカーテンやブラインドの設置等の対策を講じることとしているが、こうした対策を優先するのではなく、影による影響を発生させることがないように、その抑制を優先すること。また、現地の状況を十分に把握し、農地等へ影響を及ぼすことがないように努めること。

(7) 景観

垂直見込角やフォトモンタージュによる評価により、景観への影響については、一定の低減が図られているが、特に文化財保護法の重要文化的景観であり、輪島市景観計画の景観重点地区である大沢・上大沢地区や国道 249 号から 2 km 以内の範囲の輪島市景観計画景観形成重要地域、鴨ヶ浦・竜ヶ崎灯台からの景観については、本市の景観担当部局及び教育委員会と協議を継続し、より一層の景観への影響の低減に努めること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

西保地区は、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」の象徴的な景観の一つであり、その代表的な景観である間垣集落や西保海岸などの景観を目的に毎年多くの来訪者がある。このような地域特性を踏まえ、より一層の環境への影響の低減に努めること。

(9) 文化財

対象事業実施区域内において、埋蔵文化財包蔵地は存在しないとしているが、工事関係車両等の走行や土地の改変を行う可能性がある箇所について、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づく適切な対応を行うこと。

(10) その他

環境への影響が疑われる事態の発生を想定し、事業者として誠実な対応がなされるよう地域住民等との連携や環境保全協定の締結等について検討を行うこと。

以上